

4月使用分(5月納付分)から

消費税が加算されます。

水道使用料は、2か月ごとに検針し納付していただいています。4月からの消費税の取扱いは、次のようになります。

☆ 4月納付の皆さんの水道使用料……2月と3月の使用分ですから、消費税は加算されません。

☆ 5月納付の皆さんの水道使用料……3月と4月の使用分ですから、そのうちの4月使用分に消費税がかかりますので、水道使用料の3%の2分の1が加算されます。

〔一般家庭(口径13 m/m)の場合の2か月分の計算例〕

計算例 1

5月納付(3月、4月使用分)で使用水量 20 m^3 (基本水量)の場合

水道使用料基本料金 $970\text{円} \times 2\text{ か月分} = 1,940\text{円}$

消 費 税 $1,940\text{円} \times 3\% \times \frac{1}{2} \div 20\text{円}$

計 1,960円

計算例 2

6月納付(4月、5月使用分)で使用水量 46 m^3 の場合

水道使用料基本料金 $970\text{円} \times 2\text{ か月分} = 1,940\text{円} \cdots \text{①}$

水道料金 $202\text{円} \times (46\text{ m}^3 - 20\text{ m}^3) \div 5,250\text{円} \cdots \text{②}$

消 費 税 水道使用料(①+②) $= 7,190\text{円} \times 3\% \div 210\text{円}$

計 7,400円

※10円未満の端数は、すべて切捨てです。